

# 理事会議事録

- 1 開催日時 令和元年12月13日(水) 午前10時30分～
- 2 開催場所 市立社会福祉センター3階 第1会議室
- 3 議事の内容

司 会

定刻がまいりましたので、ただ今から理事会を開催いたします。

まず、本日の出席状況でございますが、理事定数6名以上23名以内、現在員数20名、本日の出席者18名でございます。従いまして、理事総数の過半数に達しておりますので、定款第29条第2項の規定により、本会議は有効に成立していることをご報告いたします。なお、中村監事、後藤監事にもご出席いただいておりますことをご報告いたします。また、本日の議案について、特別の利害関係を有する理事の出席はございません。

次に、今回、お配りしております、資料の確認をさせていただきます。

(資料確認)

それでは、宮川会長から開会にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。

宮川会長

(あいさつ)

司 会

それでは、ただ今から議事に入りますが、理事会の議長は定款第29条第1項の規定により、その都度理事の互選とすることになっておりますが、こちらから、指名させていただきます、よろしいでしょうか。

(異議なし)

異議なしということでございますので、議長を宮川会長にお願いいたします。

宮川議長

まず、理事会の議事録の署名人ですが、定款第30条第2項に「出席した会長及び監事は、議事録に記名押印する」と規定していることから、私と今回出席の中村監事、後藤監事が議事録に署名いたします。両監事さん、どうぞよろしくお願い致します。

## <第1号議案> 理事候補者の推薦について

宮川議長

それでは、議案書に基づきまして、議事を進めてまいります。

第1号議案 理事候補者の推薦について、事務局から説明してください。

浅井局長

事務局長の浅井でございます。

第1号議案、理事候補者の推薦につきまして、ご説明申し上げます。

資料1の1頁をご覧ください。なお、次の2頁には、理事・監事・会計監査人選任規程を付けておりますので、併せてご覧いただければと存じます。

今回、3年に1回行われる民生委員・児童委員の一斉改選に伴い、大阪市民生委員児童委員協議会会長及び副会長に交代があったことから、新たに2名の理事を評議員会において選任していただくため、本理事会におきまして候補者を推薦するものでございます。

「民生委員・児童委員等奉仕者の代表者」といたしまして、大阪市民生委員児童委員協議会会長の吉川郁夫様でございます。大阪市民生委員児童委員協議会副会長の四宮政利様でございます。

浅井局長 任期につきましては、この後、第4号議案でお諮りいたします評議員会の開催候補日の令和元年12月20日から現任期の残任期間である令和2年度会計に係る定時評議員会終結時まででございます。

以上、理事候補者の推薦についてご説明いたしました。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

宮川議長 ただ今、理事候補者の推薦について、説明がありましたが、ご承認いただけますか。

(異議なし)

異議なしということですので、第1号議案は、原案どおり決定されました。

### <第2号議案> 評議員候補者の推薦について

宮川議長 続きまして、第2号議案の評議員候補者の推薦について、事務局から説明してください。

浅井局長 第2号議案、評議員候補者の推薦につきまして、ご説明申し上げます。

資料2の1頁をご覧ください。なお、次の2頁には、評議員選任規程を付けておりますので、併せてご覧いただければと存じます。

現在、30名のみなさまに評議員として、ご就任いただいておりますが、民生委員・児童委員の一斉改選に伴い、大阪市民生委員児童委員協議会役員に交代があったことから新たに2名の評議員を「評議員選任・解任委員会」において選任いただくため、本理事会において候補者を推薦するものでございます。

「民生委員・児童委員等奉仕者の代表者」といたしまして、此花区民生委員児童委員協議会会長の浦野英男様でございます。浪速区民生委員児童委員協議会会長の阪中雅博様でございます。

任期につきましては、12月18日に開催予定の評議員選任・解任委員会にて、ご審議いただき、ご了承いただきましたら、令和元年12月18日から現任期の残任期間である令和2年度会計に係る定時評議員会の終結時までとなる予定でございます。

以上、評議員候補者の推薦についてご説明いたしました。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

宮川議長 ただ今、評議員候補者の推薦について、説明がありましたが、ご承認いただけますか。

(異議なし)

異議なしということですので、第2号議案は、原案どおり決定されました。

### <第3号議案> 安全衛生管理規程の一部改正(案)について

宮川議長 続きまして、第3号議案の安全衛生管理規程の一部改正(案)について、事務局から説明してください。

真鍋次長 事務局次長兼総務課長の真鍋でございます。第3号議案、安全衛生管理規程の一部改正(案)につきまして、ご説明申し上げます。

資料3をご覧ください。

真鍋次長 労働安全衛生法では、建設業等、職員の安全管理が求められる事業を実施する業種については安全委員会の設置が義務付けられておりますが、本会の業種につきましては安全委員会の設置義務がないため、法令に基づき、これまでの「安全衛生委員会」を「衛生委員会」に改めるとともに、規程の名称や各条文の文言について整理を行うものでございます。

新たに追加する内容といたしましては、3頁の第6条、産業医の項目ですが、近年の労働安全衛生法の一部改正により、産業医の職務内容が追加されていることに伴い、ストレスチェックにおいて高ストレスと診断された職員や休職・復職となる職員に対する産業医の面談について明記するものでございます。

以上、安全衛生管理規程の一部改正（案）についてご説明いたしました。  
ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

宮川議長 ただ今の説明について、ご意見・ご質問はありませんか。  
ご意見・ご質問がないようでございますので、ご承認いただけますか。  
(異議なし)

異議なしということですので、第3号議案は、原案どおり決定されました。

#### <第4号議案> 評議員会の開催（案）について

宮川議長 続きまして、第4号議案 評議員会の開催（案）について、事務局から説明してください。

浅井局長 第4号議案 評議員会の開催（案）につきまして、ご説明申し上げます。  
資料4をご覧くださいと存じます。定款第14条におきまして、評議員会は法令に特段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集すると規定しておりますことから、今回、お諮りするものでございます。

開催日時及び場所につきましては、令和元年12月20日（金）、午後1時30分から市立社会福祉センターの第1会議室で開催いたします。

議案につきましては、理事の選任でございます。

報告につきましては、この後ご報告いたします、会長及び常務理事の職務執行状況、第3号議案で承認いただきました安全衛生管理規程の一部改正について、「働き方改革関連法」への対応状況について、台風19号災害に係る支援活動について、令和2年度指定都市社協・民児連連絡協議会について、大阪府共同募金会助成金申請結果についてでございます。

以上、評議員会の開催（案）についてご説明いたしました。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

宮川議長 ただ今、評議員会の開催（案）について、説明がありましたが、ご承認いただけますか。

(異議なし)

異議なしということですので、第4号議案は、原案どおり決定されました。

本日ご審議いただく案件は、全て終了いたしましたので、ここで議長役を終了させていただきます。ご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

司 会 それでは、続きまして報告事項にうつらせていただきます。お手元資料5をご覧ください

司 会 ください。

定款第 20 条に、会長及び常務理事は、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならないと規定しており、6 月 5 日に開催した理事会におきまして、平成 30 年 11 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの状況を報告いたしました。本日は、平成 31 年 4 月 1 日から令和元年 10 月 31 日までの状況につきまして、宮川会長及び西嶋常務理事から報告いたします。

まずは、宮川会長からご報告をいただき、その後に西嶋常務理事からご報告いたします。それでは、宮川会長からご報告をお願いいたします。

宮川会長

それでは、私から先にご報告します。

資料 5、1 頁、1 の主な事業の実施状況は、後程、西嶋常務から報告がありますが、私から 2 点、報告します。

まずは、(4) の大阪市社会福祉大会ですが、総勢 1,000 人を超える方にご来場いただきました。また、2 部の講演会では書家の金澤泰子さんをお招きし、素晴らしいご講演をいただきました。皆様のご協力をいただき無事に開催ができましたこと、改めてお礼申し上げます。

次の(5)、台風 19 号災害に係る支援についても、後程事務局から報告はありますが、本会からは被災地支援ということで、区社協とも連携し、福島県の郡山市に職員を派遣しました。また、ボランティアを大阪で募集し、被災地までバスで行く、ボランティアバスも長野市に向けて運行しました。

資料の 4 頁に会議、行事の実施及び参加状況を記載していますので、ご覧ください。一番下の「指定都市社協・民児連連絡協議会」ですが、こちらは 20 の指定都市の社協と民児連の代表者が集まり、今日的課題について協議をする場として毎年、開催都市を持ち回りながら開催しています。詳細は後程、事務局から報告しますが、来年の令和 2 年度は大阪市が開催都市となります。また皆様にご協力いただくこともあるかと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

私からの報告は以上です。

西嶋常務

それでは、私から資料に基づいて報告いたします。

まず、1 の事業の実施状況ですが、大阪市地域福祉活動推進計画の推進ということで、この計画は平成 30 年度に大阪市の地域福祉基本計画と方針を一にして策定したもので、3 年計画の 2 年目でございます。担い手・居場所・見守りについて重点的に取り組んでいくということで、本日出席の三田理事にもご参画いただいている地域福祉活動推進委員会において、進捗の確認とご意見をいただいているところです。

次の(2)の地域こども支援ネットワーク事業ですが、こちらも平成 30 年度から開始した事業で 2 年目になります。平成 30 年 9 月時点で大阪市内に 111 箇所あったこども食堂は令和元年 9 月時点では 156 箇所と、およそ 1.5 倍に増加しています。その内、本事業に登録する団体が 120 箇所程度になっています。こども食堂の運営にあたっては食中毒の心配もありますので、保険事業を本年 4 月から実施するとともに、昨年度ご報告しましたセブーンイレブンの物資提供等を通じてこども食堂を支援しています。また、8 月にはこども食堂に参加しているこどもを対象に 1 泊 2 日のキャンプ事業も実施しました。20 名以上のこどもと大学生ボランティアも含めると合計 60 名以上の参加がありました。また、8 月～10 月にかけて、こども食堂に

関する実態調査を実施し、現在集計中ですので、結果がわかり次第、ご報告ができればと思います。

(3)の大阪市ボランティア活動振興基金交付式ですが、昭和55年から助成を続けておりますが、この基金をPRしていくため、初めて、7月12日に国際交流センターで156団体に集まっていたいただき、交付式を開催いたしました。今年度は4,600万円ほど助成いたしました。

(4)の大阪市社会福祉大会、(5)の台風19号災害に係る支援活動については、会長からご報告いただきました。(5)については後ほど事務局から報告いたします。

2の職員採用でございますが、福祉人材の確保が難しくなっている状況ですが、優秀な人材の確保に向けて、法人を紹介するパンフレットを作成し、大学等に配付しました。

(2)の法人説明会については、大学4年生の新卒予定者にまずは社協のことを知ってもらい、採用試験を受けてもらいたいということで、昨年度から実施しています。今年は4月19日に開催したところ70名近い学生が参加し、その内の約半数が本会の採用試験を受けました。

次の採用試験の実施でございますが、今年度は4月1日時点で欠員があった状況に加え、退職者もいたことから、7月と11月の年度途中の採用に向けて、試験を実施しました。今年は4月1日付けで27名採用し、その内新卒が9名、社会経験のある既卒者が18名となっています。7月1日に6名、11月1日に9名、合計42名採用いたしました。市・区社協で働く正規職員は400名ほどですので、今年だけでも1割にあたる人数を採用したということになります。なお、来春の4月1日採用につきましては新卒予定者11名の内定に加え、主に既卒者を対象とした試験を12月21日に実施いたします。今回の試験では15名程度の採用を考えています。

3の財政状況ですが、当初の予算どおりの執行ができています。その他、市社協・区社協で使用しているパソコンのサポートが終了するというので、約200台を一斉に入札し、経費を抑えました。予定外の支出としては、台風19号の災害支援として郡山に派遣した経費や長野市へのボランティアバス運行経費など、合計100万円程度になりますが、一部は共同募金から充当できる状況になっています。

また、現在、本会が指定管理者として運営する社会福祉研修・情報センターの契約が今年度で終了しますが、令和2年度からの5年間の公募にも手を挙げ、本会が指定管理者として決定しましたので、ご報告いたします。

監査等の状況につきましては、(1)に記載しています会計監査人による監査を受けています。それから(2)にあります、大阪労働局からの監査がありました。これは全ての事業所を対象に順番に監査されており、男女雇用機会均等法に関する監査がありました。一部規程等に不備があり、勧告に基づいて規程を整備するほか、ハラスメントの防止について全職員に周知したところです。

2頁に移りまして、各会議の状況でございます。

3頁に移りまして、市・区社協経営計画会議ですが、こちらは平成29年度からの取り組みとなりますが、本会の課長級以上の職員と、区社協事務局長の代表数名が参画し、毎月一回開催しています。ここでは、市・区社協が一体的に議論すべき課題について検討を重ねています。特に人材、財源確保、広報の部分で議論をしております。今年度は人材育成の観点から、職員行動指針策定に向け取り組んでいます。これは市・区社協の職員がどのように考え、行動すべきか基本的な方針を策定するため、正規職員約400名に加え、嘱託職員からも意見を徴収し、合計1,000名以上

西嶋常務 の職員から2,000件近い意見が集まりました。職員の意見を尊重しながら、策定していきたいと考えていますので、次回の理事会にでもご報告ができればと考えています。

その下、職員提案制度についても今年度から取り組んでいますが、人材育成を目的としており、新たな事業提案や現在実施している事業の改善提案等を募集したところ8件の応募がありました。12月24日には法人発表会を開催し審査する予定です。

次の、働き方改革推進部会の設置につきましては、働き方改革関連法案が平成31年4月から順次施行されていますが、令和2年4月以降に対応すべき事項について、部会のなかで議論していますが、休暇の見直し等様々な課題について検討をしています。詳細については後程、事務局からご説明いたします。

最後、5頁になりますが、この間、私が参加した会議についてご報告いたします。

5頁の一番上の主催会議については市社協内部の会議にはなりますが、記載のとおり開催してきました。大阪市の関係会議につきましても、こども関係、高齢者関係、障がい者関係等の会議にも委員として出席したほか、他団体の会議にも参加いたしました。

また、区社協で開催された社会福祉大会に参加させていただきました。それから指定都市・全国会議ということでは、大都市の施設協議会や近畿の指定都市社協の情報交換会等にも参加しました。

以上が私からの報告です。

司 会 ただ今、宮川会長、西嶋常務理事から報告いただきましたが、ご質問はございますか。ないようでございますので、その他の報告につきまして、一括してご報告いたします。

真鍋次長 まず、資料6、「働き方改革関連法」への対応状況について、ご報告します。

国におきましては、日本が直面する「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」「労働力の低下」「働く方々のニーズの多様化」などの課題に対応するため、多様な働き方を選択できる社会を実現することで、働く人一人ひとりがより良い将来の展望を持てることを目指し、平成31年4月から「働き方改革関連法」が順次施行されています。

働き方改革には、大きな2つの柱があります。

一つ目の柱は、資料の上段に記載しています、「労働時間法制の見直し」です。これは、働きすぎを防ぐことで、働く人々の健康を守り、多様なワーク・ライフ・バランスの実現を目指すもので、今年4月1日付けで施行されています。

具体的に取り組むべき項目として、一つ目、「労働時間の客観的把握義務」ですが、職員の健康管理の観点から、管理監督者も含め、すべての人の労働時間の状況が客観的な方法、その他の方法で把握しなければならないと法律で義務付けられました。

従来は、出勤簿により勤怠を把握していましたが、押印のみでは労働時間の客観的な把握はできないことから、この4月1日からタイムレコーダーによる出退勤時間を把握しています。超過勤務につきましては、従来どおり、臨時でかつ真に必要な場合にのみ、所属長が超過勤務を命令し、超過勤務命令簿により管理しています。導入後、出退勤時間と超過勤務命令時間が一致していないなどの課題に対し、打刻

真鍋次長

のルール化を図るとともに、恒常的な残業の見直しを始め、職員一人ひとりの意識改革、特に管理監督者の指導徹底を図っているところです。

2つ目、「残業時間の上限規制」です。これは、原則として月45時間、年360時間を上限とし、労使合意の場合であっても、年720時間以内、月100時間未満を超えてはならないというものです。

これにつきましては、36協定の締結が事業場ごとに必要なため、各区社協においても36協定を締結し、労基署に届け出たところです。

さきほどの労働時間の客観的な把握義務にもつながりますが、職員の健康管理の観点からも、管理監督者による管理の徹底、業務の効率化等、より一層取り組んでいく必要があると考えています。

次に3つ目、「年次有給休暇付与義務」です。これは年次有給休暇が10日以上ある職員に対し、付与日から1年以内で5日の年次有給休暇を付与することと、職員ごとに年次有給休暇管理簿を作成し、3年間保存することが義務付けられました。

これにつきましては、職員就業規則を一部改正した他、システムを導入して、年休管理簿を作成し、職員ごとに年次有給休暇を管理しています。

正規職員については、6月1日が年次有給休暇の付与日となっており、約半年経過したこともあり、各所属長に対し、年次有給休暇の付与について再度、指導したところです。

次に、「産業医・産業保健機能の強化」です。これは、事業主から長時間労働者の状況や職員の業務の状況など産業医が職員の健康管理等を適切に行うために必要な情報を提供する、また、産業医等が職員からの健康相談に応じるための体制整備に努めなければならないという内容です。

労働安全衛生法では、職員50人以上の事業場では、産業医の選任が必要であり、職員の健康管理等について効果的な対策を進める協議の場として、衛生委員会の設置が必要です。

今回、第3号議案で衛生管理規程の一部改正についてご承認いただきましたが、各事業場での設置が必要ことから、区社協にも情報提供したところです。

資料の下段をご覧ください。働き方改革の大きな柱のひとつである「雇用形態に関わらない公正な待遇の確保」、同一労働・同一賃金に係る項目でございます。

固有職員、嘱託職員の処遇について整理し、内容によっては規程・規則の改定を伴うものです。

これらの検討課題につきましては、平成29年度から設置しています「市・区社協経営計画会議」と、その部会である「働き方改革推進部会」において、社会保険労務士にも意見をいただきながら検討しています。市社協の収入の大部分が市の委託料や交付金であることから、財源の課題もございますが、まずは、取組対象労働者と比較対象労働者の業務内容、責任制の違いなどを明確化し、処遇について、しっかりと説明・対応できるよう検討しています。規程・規則の改正等、理事会・評議員会で審議すべき事項については、よろしく願いいたします。

続きまして、台風19号災害に係る支援活動について報告します。資料7の1頁をご覧ください。

台風19号は多くの人的被害・住家被害を出し、約100の市町村で災害ボランティアセンターが設置されました。先ほど会長からもご報告いただきましたが、本会は全国社会福祉協議会からの要請を受け、福島県の郡山市で開設された災害ボランティアセンターの運営支援のために、10月25日から11月24日までの1か月間、

真鍋次長

区社協と連携して5人の職員を派遣しました。

本会の派遣職員は災害ボランティアセンターの運営支援ということで、1頁から3頁までその様子の写真を掲載しておりますが、ボランティアの受付、活動上の注意事項等を説明するオリエンテーション、ボランティアのマッチングや現地調査といった業務に従事しました。

4頁に移りまして、被災地支援ボランティアバスの運行についてご報告します。こちらは多くのボランティアを必要としている長野市へ大阪府社会福祉協議会、堺市社会福祉協議会と共催して、バスを運行しました。

大阪府下在住・在勤のボランティア20名が集まり、床下の泥だしや、りんご農園で泥だしの活動を行いました。

台風19号災害に係る支援活動についての報告は以上です。

続きまして、令和2年度指定都市社協・民児連連絡協議会についてご報告いたします。

先ほど会長からご報告いただきましたが、指定都市社協・民児連連絡協議会は全国20の指定都市の社協及び民児連の代表者が一堂に会し、社協・民児連の共通福祉課題について協議・検討し、事業の推進を図ることを目的に開催しており、令和2年度は大阪市が開催都市となっております。2の開催日ですが、令和2年7月9日（木）から10日（金）の日程で開催いたします。3の主な会場については、シェラトン都ホテル大阪で約200名規模での開催といたします。

6の日程をご覧ください。7月9日（木）の1日目は、講演と分科会、情報交換会を主に予定しています。2日目は分科会の報告と市内の視察を予定しています。詳細の内容はこれから詰めてまいりますので、また随時ご報告させていただきます。

続きまして、大阪府共同募金会助成金申請結果についてご報告いたします。

資料9をご覧ください。令和元年10月に2つの助成金について申請したところであり、その内容と結果を表にまとめています。

まず、表の左側、「子どもの貧困、虐待の防止、虐待を受けた子どものケアに関する助成」ですが、本会で昨年度から実施している地域子ども支援ネットワーク事業で申請しましたところ833,000円の決定額をいただいたところです。

次に表の右側、もう一つの助成といたしまして「大阪府北部地震および台風21号災害に係る災害ボランティア・NPO活動サポート募金を財源とした助成」ですが、こちらにも申請しましたところ、880,000円の決定額をいただきました。大規模災害に対応していくため職員個々の知識を高めるための学習会の実施や災害対策本部設置における物品整備に係る経費等、平時からの備えとして活用させていただきたいと考えています。

報告につきましては以上です。

司 会

ただ今の報告につきまして、ご質問はございますか。

多田理事

指定都市社協・民児連連絡協議会の出席については、どのように考えればいいでしょうか。資料8に記載されている参加者に理事は含まれていませんが。

真鍋次長

資料8に記載した参加者として、指定都市社協・民児連の正副会長、常務理事、事務局長と記載がありますが、こちらの資料は他都市への案内資料として作成しているものでして、大阪市は今回開催都市となりますので、理事の皆様や区社協会長

真鍋次長            の皆様方にどのように参加していただきながら開催していくかはこれから検討していきたくて考えていますので、よろしく願いいたします。

宮川会長            今年度、横浜市で開催された会議に私と民児協の白國前会長とで参加してきましたが、来年の開催都市として他都市の皆さんに、大阪でお待ちしていると挨拶をしてまいったところです。ぜひご協力いただきたいと思います。

林田理事            大阪府共同募金会の林田でございます。報告事項の最後に私どもの共同募金の助成金の結果についてのご報告がありましたので、少し説明させていただきます。

      毎年的一般募金については、別途、大阪市社会福祉協議会も含め助成金を配分いたしております。今回の2つの助成金については、今年度臨時に募集したものでございまして、中央共同募金会からそれぞれ財源が一定あると、こどもの貧困につきましては企業からの財源を活用して、大阪府北部地震および台風 21 号災害に係る災害ボランティア・NPO 活動サポート募金については昨年の災害時に全国から募金いただいた財源を活用したものでございます。こどもの貧困につきましては、区社会福祉協議会からも申請いただき、助成しています。災害ボランティア・NPO 活動サポート募金については、今後想定される災害への備えや地域づくりなどに活用できるもので、こちらも区社会福祉協議会からも申請いただき、助成しています。こどもの貧困については全体で 3,000 万円程度、災害ボランティア・NPO 活動サポート募金については 1,000 万円を予定していましたが、少し膨らんで 1,400 万円程度の助成となっております。来年度以降はこの財源があるかどうかはまだ分かりませんので、中央共同募金会とも調整をしております。

真鍋次長            ありがとうございます。区社協におきましても2つの助成金に申請しております。市・区社協あわせますと、こどもの方は 700 万円程度、災害の方は 940 万円程度の助成が決定されました。貴重な財源を使わせていただきますので、次につなげていきたいと考えています。

笹野井理事        働き方改革について、労働時間のこと賃金のごことは説明がありましたが、改革の中には高齢者の就業を促進していくことも入っていたかと思いますが、その話は検討されていますか。

真鍋次長            働き方改革について、本会で検討しているのは報告しました2項目となっております。労働時間法制の見直しについては今年4月1日から、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保については来年の4月1日からということで時期も決まっております。まずはそこから検討を進めているところでございます。

笹野井理事        65歳以上の人口が増加しつつあるなかで、2割が働いていないということで、介護や認知症など難しい部分もあるかと思いますが、検討していただきたいと思います。

西嶋常務            働き方改革推進部会で検討しているのは、現在雇用している職員のごことでして、高齢の職員については定年後、再雇用もしながら進めております。笹野井理事がおっしゃられたように、社協事業のなかで 65 歳以上の方が活躍できる場面をつくっ

西島常務 　　ていかないといけないと考えていますので、そのような方が参画できる事業にも取り組んでいきたいと思ひます。

司　　会　　ほかに、ご質問はございますか。ないようでござひますので、これをもちまして、理事会を終了させていただきます。

　　今後の予定でござひますが、令和2年度の事業計画及び予算についてご審議いただきます理事会を令和2年3月19日（木）に、令和元年度の事業報告及び決算についてご審議いただきます理事会を令和2年6月9日（火）いずれも午前10時30分から、市立社会福祉センターで開催いたしますので、ご予定いただきますようよろしくお願ひいたします。

　　本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。